

第3次ウェルネスプランかこがわ推進連絡会設置要綱

令和6年4月1日

健康医療部長決定

(設置)

第1条 第3次ウェルネスプランかこがわ(健康増進計画・食育推進計画・健やか親子21)(以下「計画」という。)の推進に際し、具体的な施策展開方策を検討するために、第3次ウェルネスプランかこがわ推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に係る具体的な取組に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の点検・評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健、医療及び福祉に関する知識を有する者
- (2) 食育に関する知識を有する者
- (3) 妊娠、出産及び育児に関する知識を有する者
- (4) 行政に従事している者

2 健康医療部市民健康課長(以下「市民健康課長」という)及びこども部育児保健課長(以下「育児保健課長」という)は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、市民健康課長と育児保健課長が協議し、開催を決定する。

(意見の聴取等)

第5条 連絡会において必要があると認めるときは、連絡会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康医療部市民健康課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。